

随意契約の契約状況表

(子どもすこやか部)

	契約担当課	件名	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額(単位：円)	地方自治法施行令第167条の2第1項中の号	随意契約の理由
1	子育て支援課	CCAP版ペアレンティングプログラム 業務委託	令和7年10月21日	東京都世田谷区南烏山4-18-8 社会福祉法人 子どもの虐待防止センター	508,310	2号	<p>本委託は、「CCAP版 親と子の関係を育てるペアレンティングプログラム?」のファシリテーターの養成を行うためのものである。このプログラムは、社会福祉法人子どもの虐待防止センター(CCAP)によるもので、CCAPの理念である「子どもを守るために保護者支援」の考え方に基づき、子どもとの関係を変えたいと思った時に、誰もが簡単に安心して使えるプログラムとなっている。なお、本プログラムの実施・運用にあたっては、こども家庭センターで行う「親子関係形成支援事業」として実施する。</p> <p>R7年度、本業務の委託にあたって、当該法人との随意契約が望まれる理由</p> <p>I. 本市では、平成30年度から虐待予防としての親支援プログラムに取り組んでおり、本プログラムは親子コミュニケーションの改善に効果的なものとなっている。本養成講座開催にあたっては、打ち合わせから事前学習、教材の提供、本市の受講対象者や研修目的について十分理解した上で指導を受けることができ、また、実施に際しては、講義に加えロールプレイングやディスカッションを多く取り入れた研修形態を特長とし、受講生が自ら考え、気づきを得ることにより研修効果を高め、直ぐに実践できることを重視している。なお、同テーマの他のプログラムについては、自治体へのファシリテーター養成を目的とした講師派遣(現地開催)には応じていない者もある(MY TREE、CAPセンター・JAPAN等)。</p> <p>こうしたことから、「虐待予防」のテーマで学習プログラムを展開する社会福祉法人子どもの虐待防止センター(CCAP)所属講師の指導の下実施することが望ましい。</p> <p>II. 「CCAP版 親と子の関係を育てるペアレンティングプログラム?」は、社会福祉法人子どもの虐待防止センター(CCAP)が開発したものであり、当該法人でしかファシリテーターの養成研修を行うことができない。</p> <p>III. 本市では、R2年度から講師招聘により本養成講座を受講、本養成講座を修了した職員がファシリテーターとなって市民向け講座を実施してきており、取り扱うプログラムを年度ごとに変更することは効率的な運用に適さない。なお、本養成講座はR2年度から大分県中央児童相談所と合同で導入し、双方で同一プログラムの取り扱いを継続してきたことにより、費用按分した効率的な運用を行っている。</p> <p>IV. 本市においては、子育て交流センターで未就学児を持つ親支援プログラムを実施しており、子ども家庭支援センターが本プログラムを実施することで、乳幼児期からおおむね中学生までの保護者へ親支援プログラムの提供体制が確保できる。</p> <p>以上のことから、本委託業務の履行が可能な者は、社会福祉法人子どもの虐待防止センターに限られる。本事業の性質においては競争入札に値しないものであり、地方自治法施行規則167条の2項第1項第2号の規定により随意契約にて施行いたしたい。なお、決裁のうえは、本委託業務の特殊性を鑑み、大分市契約事務規則第41条第2項第7号により、当該法人への一者見積にて契約いたしたい。</p>
2	子育て支援課	大分市子育て短期支援事業専用人員配置支援業務委託	令和7年12月1日	大分市顕徳町1丁目13番17号 社会福祉法人 大分県福祉会	2,164,000	2号	<p>本業務は、大分市子育て短期支援事業の実施施設等のうち、大分市内に住所を有する児童養護施設に対し、大分市子育て短期支援事業に専ら従事する職員の配置を支援することにより、子育て短期支援事業の受入体制の充実を図ることを目的とする。</p> <p>事業の性質上、事業者には保護者の疾病、育児疲れ、その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、子育てに係る保護者の負担の軽減が必要な場合及び経済的な理由により緊急一時に親子を保護することが必要な場合等に適切に保護することのみならず、要保護児童対策地域協議会の関係機関等との連携が求められる。</p> <p>以下の法人は、これまで大分市内に2カ所ある児童養護施設のうちの一つである森の木において、大分市子育て短期支援事業の実施施設として児童を受け入れてきた実績を持ち、また同一法人内に児童家庭支援センターゆずりはを持ち、令和4年10月から大分市子ども等見守り訪問支援事業を実施するなど適切で多様なサービスを提供できる事業者であることから、本事業の受託において求められる要件を満たしていると考えられる。</p> <p>以上の理由から、以下の法人と地方自治法施行令第167条の2項第2号の規定に基づく随意契約を締結いたしたい。</p>